知的財産ニュースレター

# Intellectual Property

Newsletter 41



Contents

## 法改正

著作権法改正(2)

# 特許侵害

特許法102条2項の推定覆滅事由に関し商品の価格差から5割の減額を認めた事例

東京地裁(47部)令和2年3月19日判決〔二股美容ローラ事件〕

## 審決取消

進歩性判断における発明の課題、作用効果の認定方法

知財高裁(3部)令和2年3月19日判決〔簡易蝶ネクタイ事件〕

#### 商標

橙色の色彩のみからなる商標について商標登録を認めなかった事例

知財高裁(4部)令和2年3月11日判決[不動産ポータルサイト色彩商標事件]

#### 不正競争

組合が使用する名称が商品等表示として需要者の間に 広く認識されているかが争われた事例

東京地裁(47部)令和2年3月24日判決[ビジネスサポート協同組合事件]

## 著作権法

アプリケーションの編集著作物該当性が争われた事例

東京地裁(46部)令和2年3月19日判決[アプリケーション著作権侵害差止等請求事件]

## 法改正

## 著作権法改正(2)





前回「2.インターネット上の海賊版対策の強化」に関する 改正をお伝えしましたが、今回も、著作権法改正についてお 伝えします。

- 3. 著作物の円滑な利用を図るための措置【施行日:2020(令和2)年10月1日】
- (1)写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

2012(平成24)年改正によって、写真の撮影・録音・録画(写 真の撮影等)による著作物(写真等著作物)を創作する際に写 り込んだ付随対象著作物1については、著作権が及ばず、写真 等著作物の創作に伴い複製することができるものとされました。 今回は、著作権法30条の2を改正し、写真撮影等の特定の行為 によって写り込んだ著作物について著作権が及ばない範囲が 次の3点において拡大されました。まず、(i)対象行為を写真の 撮影等から、複製・(複製を伴わない)伝達行為全般に広げら れました。写真撮影・録音・録画による著作物だけが対象とされ ていましたが、スクリーンショット・生配信・CG化などの際に写り 込んだ場合も広く含まれることになります。次に、(ii)改正前は、 創作を行う際の写り込みだけが対象でしたが、改正後は、固定 カメラでの撮影・スクリーンショットなど、創作性が認められない 行為も対象となります。これに伴い、作り出されるものが写真等 著作物に限られないので、著作物という言葉ではなく、「作成伝 達物」と定義されました。さらに、改正前は、写真等著作物と分 離困難なことを要件として著作権が及ばないとされていたとこ ろを、(iii)「作成伝達物」に付随する著作物であれば、分離可能であっても、対象とされることになりました<sup>2</sup>。これにより、写真屋さんが、子どもに著作物であるぬいぐるみを抱かせて撮影する場合、分離可能であることからぬいぐるみの著作権が及ぶということにはならなくなりました。ただし、あまりにも著作権が制限される範囲が拡大しないように、正当な範囲内である限りで利用が認められることになり、その判断要素を例示して、そこには作成伝達物からの分離の困難性も明記されました<sup>3</sup>。

#### (2) 行政手続きに係る権利制限規定の整備

著作権法42条2項では、特許審査手続き等において、文献等の複製等ができることが定められていましたが、改正によって、①地理的表示法に基づく地理的表示の登録、②種苗法に基づく植物の品種登録についても文献等の複製等ができることとされ、さらに、今後同種の行政手続きがでてきた場合に柔軟に対応できるように政令によって随時追加することができることになりました。

#### (3)著作物を利用する権利に関する対抗制度の導入

著作権者とライセンス契約を締結しているライセンシーは、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人などに対して、ライセンスされていることを対抗できることができませんでした。しかし、改正著作権法(63条の2)では、ライセンシーは、登録などの手続きをすることなく、ライセンサーにライセンスされていることを対抗できることになりました(当然対抗制度)。この点は、特許法等では、平成23(2011)年に改正されていたところ、著作権法

次ページへ続く 7

<sup>1</sup> 改正前は、写真撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物に係る写真の撮影等の対象となる事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物(軽微な構成部分に限る)ものが対象となり、「付随対象著作物」と定義されていました(30条の2)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 改正後は、写真の撮影・録音・録画・放送その他これらと同様に事物の影像又は音を複製し、又は複製を伴うことなく伝達する行為(=「複製伝達行為」)を行うに当たって、その対象とする事物又は音(=「複製伝達対象事物等」)に付随して対象となる事物又は音(=「付随対象事物等」)に係る著作物を「付随対象著作物」と定義されました(30条の2)。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 条文では、正当な範囲内という要件については、「当該付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無、当該付随対象事物等の当該複製伝達対象事物等からの分離の困難性の程度、当該作成伝達物において当該付随対象著作物が果たす役割その他の要素に照らし正当な範囲内において」とその要素を列記しています。

もこれにならうことになりました。

- 4. 著作権の適切な保護を図るための措置【施行日:2021(令和3)年1月1日】
- (1)著作権侵害訴訟における証拠収集手続きの強化

文書提出命令の可否について裁判所だけが実際の書類を 見ることができるインカメラ手続きを導入し、その際、専門委員 のサポートを受けられるようにしました(著作権法114条の3、2 項および4項)。この点も、特許法等においては、平成30(2018) 年に既に改正されていたところ、著作権法もこれにならうことに したものです。

(2)アクセスコントロールに関する保護の強化

コンテンツの提供方法について、パッケージ(CD・DVDなど)販売からインターネット配信に移行しており、不正利用を防止するための保護技術(アクセスコントロール)として、シリアルコードを活用したライセンス認証がよくつかわれている。このようなライセンス認証が「技術的利用制限手段」となることを明確化し(著作権法2条1項21号)、ライセンス認証を回避するための不正なシリアルコードの提供などに刑事罰を加えることとしました(著作権法120条の2、4号)。

← 目次へ戻る

## 特許侵害

# 特許法102条2項の推定覆滅事由に関し商品の価格差から 5割の減額を認めた事例

杉野 文香

PROFILE はこちら

東京地裁(47部)令和2年3月19日判決(東京地裁平成29年(ワ)第32839号)裁判所ウェブサイト「二股美容ローラ事件」

裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「美容器」とする特許(「本件特許」)を有するXが、Yの製造等するY製品が本件特許に係る発明(「本件発明」)の技術的範囲に属することから、Yの行為は本件特許を侵害するとして、Yに対し、Y製品の差止め及び廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として損害賠償金1億0089万6455円の一部である5000万円とこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案です。裁判所は、Y製品が本件発明の技術的範囲に属し、Yが主張する無効の抗弁も認められないと判断しました。以下では、損害論に限定してご紹介します。

Xは、102条2項に基づき、売上合計金額1億2883万4641円から変動費(荷造運賃、宣伝広告費、販売手数料、金型製造費用等)を控除した1億0089万6455円をXの損害として主張しました。

これに対し、Yは、①Yが受けた利益は、売上合計金額から売 上原価と経費総額を控除した3131万9956円のうち本件特許の 寄与率12.52%に相当する392万1259円であると主張しました。 そのうえで、②推定覆滅事由として、(i)X製品とY製品では価格 帯や販売手法が異なること(「業務態様等の相違」)、(ii)X製品 にはローラによるマッサージ機能に加え、Y製品にはない肌に 微弱電流を流すことによる美容効果があり、デザインも異なるこ と(「製品の性能及びデザインの相違」)、(iii)競合品が多数存 在すること、(iv)YはXと異なる市場において販売実績を積み上 げたこと(「Yの販売努力」)、(v)美容器の購入者が関心を寄せ るのは美容器のマッサージ効果であり、ハンドルの成形精度や 強度の維持及び組立作業性の向上といった本件発明の技術 的意義は需要者の商品選択に特段寄与せず、本件発明の寄与 率は12.52%程度であること(「寄与率」)、(vi)本件発明のマッ サージ効果に対する貢献度は極めて低く、顧客誘引力はない こと(「本件発明の顧客誘引力」)、(vii)組立てに係る費用の観 点からは、本件発明によって高い効果が得られるわけではない こと(「本件発明の製造上の効果」)を主張しました。

裁判所は、以下のとおり判断してXの請求を一部認容し、Yに

(1)侵害行為によりYが受けた利益

対し、2889万2648円の支払いを命じました。

- ➤ 「特許法102条2項所定の侵害行為により侵害者が受けた 利益の額は、侵害者の侵害品の売上高から、侵害者におい て侵害品を製造販売することによりその製造販売に直接関 連して追加的に必要となった経費を控除した限界利益の額 であると解するのが相当である。」
- ⇒ 当事者に争いのない控除費目以外に「侵害者において侵害品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費」であると認められる費目はない。
- (2)推定覆滅事由
- (i)業務態様等の相違
- ➤ X製品とY製品の価格差は10倍ほどあり、Y製品が存在しない場合にY製品の購入者が必ずしもX製品を購入するとはいえない。
- ➤ もっとも、美容器の性質上、需要者の中には安価な商品がない場合には高価な商品を購入する者も少なからず存在すると推認できる。ハンドルの成形精度や強度の維持は美容器の基本構造に係る事項として美容器の使用やマッサージの施行に直接影響する事項であるといえ、一定程度の需要者はX製品がなければY製品を購入するとみることは可能であるから、推定覆滅の程度は全体の5割が相当。
- ▶ 販売手法の差異は価格帯の差を超えて需要者の購入動機に影響を与えるものではない。
- (ii)製品の性能及びデザインの相違
- ➤ X製品とY製品は美容器の基本構造に係る事項を共通に しており、美容効果や高級感のみから需要者までが異なると はいえない。
- (iii)競合品の存在

次ページへ続く 7

➤ Yが競合品として主張する製品が本件発明の技術的思想を用いた製品であることを的確に認めるに足りる証拠はなく、 販売時期、市場占有率などの競合の有無や程度を示す事情 も証拠上明らかでないことから競合関係を認定できない。

#### (iv)Yの販売努力

▶ 製品の利便性について工夫し営業努力を行うことは通常であり、本件において通常の範囲を超える各別の工夫や営業努力は認められない。

#### (v)寄与率

- ▶ 特許法の明文に規定のない寄与度による減額を殊更認めることは相当でない。
- > Yの主張をYの利益に貢献している程度に関するものと善解しても、本件発明の特徴的部分は美容器全体の構成に係るものと評価するのが相当であるから、全体の構成を以って顧客誘引力を有するものといえ、本件発明の特徴的部分はYの利益全体に貢献している。

#### (vi)本件発明の顧客誘引力

▶ 本件発明の課題であるハンドルの強度等は需要者の商品 選択に影響する。

#### (vii)本件発明の製造上の効果

▶ Y製品について本件特許権を侵害する構成を用いている

以上、Y製品の製造においても本件発明の効果を奏していると認められるから推定を覆滅すべき事情には該当しない。

102条2項の判断については、知財高判令和元年6月7日〔炭酸パック事件〕が同項における「利益」の内容を明らかにし、推定覆滅事由の一例として①市場の非同一性、②競合品の存在、③侵害者の営業努力、④侵害品の性能を挙げています。各項目に関する具体的な事情や主張立証の程度については今後の裁判例の蓄積が待たれるところですが、本判決は上記知財高裁が列挙した項目につき具体的な判断をしている点で実務上参考になると考えますので、紹介させていただきます。

なお、Xは、Yに対し、Yが製造販売する美容器(本件における Y商品とは異なります。)がXの有する特許権(本件特許とは異なります。)を侵害するとして損害賠償等を求める別訴を提起しており、当該事件では、商品の価格差を102条1項但書の「特許権者が販売することができないとする事情」として考慮し、結果として、当該製品の譲渡数量のうち5割は販売することができない事情があるとして控除されておりますので、あわせて紹介させていただきます(知財高裁令和2年2月28日判決)。

← 目次へ戻る

## 審決取消

# 進歩性判断における発明の課題、作用効果の認定方法



古庄俊哉

知財高裁(3部)令和2年3月19日判決(令和元年(行ケ)第10097号)裁判所ウェブサイト〔簡易蝶ネクタイ事件〕

裁判例はこちら

#### 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「簡易蝶ネクタイ又は簡易ネクタイ」とする発明についての拒絶査定不服審判を請求した原告(出願人)が、特許請求の範囲についての補正(「本件補正」)を却下して審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事案です。知財高裁は、審決には相違点の容易想到性の判断に誤りがあり、本件補正発明は、当業者が甲1(主引例)に記載された発明(「引用発明」)に基づき容易に発明をすることができたものであるとはいえないとして、本件審決を取り消しました。



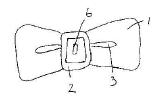
審決は、①本件補正後の発明(「本件補正発明」)と引用発明」には、

「ボタンがはまり込む切欠き状の部分について、本件補正 発明は、全ての側縁が閉じた縦状の穴であるボタン穴である のに対し、引用発明は、下縁から凹状切欠いたボタン係合部 19である点」(相違点2)

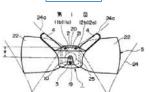
が存在するところ、引用発明及び甲4(副引例)に記載された発明(「甲4発明」)の装身具は、いずれも、装身具を簡単にシャツの第一ボタンに装着できるようにするという共通の課題、装身具が切欠き状の部分にボタンがはまり込むことで装着するという共通の機能を有するから、引用発明のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の係止導孔を有する円形の釦挿通孔の態様を採用し、相違点に係る本件補正発明の構成とすることは、当業者であれば容易になし得たことである旨判断しました。

本件補正発明

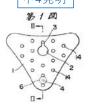
【図9】



## 引用発明



甲4発明



#### 3 本判決の判旨

知財高裁は、以下のとおり述べて、審決には相違点の容易 想到性の判断に誤りがあり、本件補正発明は、当業者が甲1に 基づき容易に発明をすることができたものであるとはいえず、審 決の判断には誤りがあると判示しました。

#### ①引用発明と甲4発明の課題の相違

引用発明は、簡易型のネクタイ本体を取付ける着用具を改良することによって、着用状態における位置ずれや傾きを生じ難く、低コストで生産でき、そして着用操作も容易である簡易着用具付きネクタイを提供することを課題とするものである。

一方、甲4発明は、襟前に止着する装身具について、着脱が簡単であり、かつ、衣服の損傷がほとんどない装身具取付台を提供することを課題とするものであるが、蝶ネクタイやネクタイを着用する際に固有の問題があることを指摘するものでもない。したがって、引用発明と甲4発明は、その具体的な課題において、大きく異なる。

#### ②発明の作用・機能

引用発明は、基板部、ネクタイ取付部及び一対の突出片から成る簡易着用具を備え、ネクタイ取付部の裏側に位置する 基板部に、その下縁を凹状に切り欠いたボタン係合部を設

次ページへ続く 7

け、その切欠きにシャツの第一ボタンを係合させるとともに、一対の突片を襟下へ挿入することで、簡易蝶ネクタイの良好な着用状態及び簡単な着用操作を実現するものであって、ボタン係合部19の配置位置及びその形状を引用発明の構成とすることは、引用発明の課題を解決するために、重要な技術的意義を有する。

他方、甲4発明は、取付台主板に対して上方に係止導孔を連続形成した釦挿通孔を穿設すると共に、他の一部に背面方向に突出するピンを突設し、ピン先端にピン挟持機構を有するピン挿入キャップを冠着することで、釦の確実な止着と、各種装身用小物の衣類への簡単な着脱を実現するものであって、第1ボタンへの係合方法、衣類への確実な止着及び簡単な着脱の実現手段において、引用発明と大きく異なるものであるから、発明の具体的な作用・機能も、引用発明とは大きく異なる。

#### ③阻害要因

仮に、引用発明のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として、甲4発明の「細幅の係止導孔(3)を有する円形の釦挿通孔(2)」の態様を採用した場合には、ボタン係合部19の前側に位置し、その前側にネクタイが取り付けられるネクタイ取付部3が存在するため、簡易蝶ネクタイを着用する際に、簡易蝶ネクタイ及びネクタイ取付部に隠されて、第1ボタン及びボタン穴を視認することができないことになる。そのため、ボタン係合部を切欠き状にする場合よりも、着用具へのボタンの係合が困難となる。

## ④まとめ

引用発明と甲4発明とは、発明の課題や作用・機能が大きく異なるものであるから、甲1に接した当業者が、甲4の存在を認識していたとしても、甲4に記載された装身具取付台の構成から、「細幅の係止導孔(3)を有する円形の釦挿通孔(2)」の形状のみを取り出し、これを引用発明1のボタン係合部19における切欠き状の部分の具体的な形状として採用することは、当業者が容易に想到できたものであるとは認め難く、むしろ阻害要因がある。

#### 4 まとめ

引用発明と甲4発明の課題・機能について、特許庁は「装身 具を簡単にシャツの第一ボタンに装着できるようにする」という 課題、「装身具が切欠き状の部分にボタンがはまり込むことで装着する」という機能というように抽象的に捉えたのに対し、本判決は各発明の構成を踏まえて具体的に認定したために、容易想到性の判断が分かれたものと考えられます。進歩性判断における課題、作用効果の認定方法の参考事例としてご紹介させていただいた次第です。

## ← 目次へ戻る

## 商標法

## 橙色の色彩のみからなる商標について商標登録を認めなかった事例



鷲見 健人 ··· PROFILE はこちら

知財高裁(4部)令和2年3月11日判決(知財高裁令和元年(行ケ)第10119号)裁判所ウェブサイト[不動産ポータルサイト色彩商標事件]

裁判例はこちら

本件は、指定役務を第36類の「インターネット上に設置された 不動産に関するポータルサイトにおける建物又は土地の情報 の提供」とする、橙色の色彩のみからなる本願商標(下図)の登 録出願について、拒絶査定の不服審判請求を不成立とした審

決の取消訴訟です。本件では、本願商標が、需要者が何人かの業務に係る役務であることを認識することができない商標 (商標法3条1項6号)に該当するか否かが 争点となりました。



原告は、本願商標は、①指定役務との関係において、本来的に自他役務の識別機能を有する、②原告によるウェブサイト及びテレビCMにおける使用の結果、原告の業務に係る役務を表示するものとして自他役務識別力を獲得していると主張しましたが、知財高裁は特許庁の判断を支持し、原告の請求を棄却しました。

知財高裁は、①に関し、(a)本願商標の橙色は特異な色彩であるとはいえないこと、(b)橙色は、広告やウェブサイトのデザインにおいて、前向きで活力のある印象を与える色彩として一般に利用されており、不動産の売買、賃貸の仲介等の不動産業者のウェブサイトにおいても、ロゴマーク、文字、図形、背景等を装飾する色彩として普通に使用されていること、(c)原告の不動産総合ポータルサイト「LIFULL HOME'S」(原告ウェブサイト)のトップページにおける本願商標の橙色の使用態様について、上記不動産業者のウェブサイトと同様に、ロゴマーク、文字、白抜きの文字及びクリックボタンの背景や図形等の色彩として使用されており、これらの文字、図形等から分離して使用されていたものといえないこと等から、本願商標は指定役務との関係において、本来的に自他役務の識別機能を有しているものと認めることはできないと判示しました。

また、知財高裁は、②に関し、(ア)13年間にわたり原告ウェブサイトにおいて継続して本願商標の橙色を使用してきたとして

も、上記①(a)~(c)に鑑みると、本願商標の橙色のみが独立し て、原告の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に 広く認識されていたものと認めることはできないこと、(イ)原告 が提出するテレビCMは、キャラクターの絵、「LIFULL HOME'S |の文字や図柄等に橙色が使用されており、原告ウェ ブサイトのトップページの画像自体が映し出されたものではな いから、テレビCMの視聴者が本願商標の橙色と原告ウェブサ イトに係る役務とを関連付けて理解するものとは認めることはで きないこと、(ウ)原告が提出するアンケート調査結果について、 第1次調査は、対象者を、調査前から原告ウェブサイトの名称を 認識していた者に限定して実施していること、また、第2次調査 は、橙色の画像を示して、6つの「不動産・住宅情報サイト・アプ リ|及び「この中にはない・わからない|の計7つの選択肢から1 つを選択させるという方法によっているところ、理由を示すこと なく選択する形式のため、偶然、原告ウェブサイトを選択する可 能性を排除できず、かつ、原告ウェブサイトの選択肢が2つ (「LIFULL HOME'S」及び「HOME'S」)掲げられているにも かかわらず、得票割合は合計55%とさほど高くないことから、い ずれの調査結果も採用できないこと等を指摘し、本願商標の橙 色のみが独立して、原告の業務に係る役務を表示するものとし て、需要者の間に広く認識されていたものと認めることはできな いと判断しました。

本件は、平成26年改正商標法に基づいて新たに認められた 商標の類型である色彩商標に関して商標登録が認められな かった事例判断として、その判断手法を含め実務上参考となる と考え、紹介させていただく次第です。

#### ← 目次へ戻る

## 不正競争

# 組合が使用する名称が商品等表示として需要者の間に 広く認識されているかが争われた事例

廣瀬 崇史

**PROFILE**はこちら

東京地裁(47部)令和2年3月24日判決(令和元年(ワ)第14303号)裁判所ウェブサイト〔ビジネスサポート協同組合事件〕

裁判例はこちら

本件は、「ビジネスサポート協同組合」の名称で高速道路 ETCカード割引制度の共同精算事業を営んでいる原告(A) が、被告である協同組合ビジネスサポート(B)に対し、Bが高速 道路ETCカード事業等を営むに当たり、「協同組合ビジネスサ ポート」との名称及びその略称又は通称である「ビジネスサポート」という表示を使用することが、不正競争防止法2条1項1号の 不正競争に当たると主張して、①同法3条1項に基づき、同名称 及び同表示の使用の差止めを、②同条2項に基づき、Bの法人 登記のうち名称部分の抹消登記手続を、③同法4条に基づき、 損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案です。東京地裁 は、不正競争への該当性を否定し、Aの請求を棄却しました。

東京地裁は、まず、不正競争に該当するには、使用されている名称が、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されていること(周知性)が必要である旨を示しました。そして、法人の名称は、法人の事業又は営業全体を表す点で、個別の商品や役務を表す商標と区別されるものであって、当該事業又は営業との関係でみて一般的名称といえる性質を有するものもあり得るところ、そのような法人の名称は、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものというべきであるから、当該名称の使用の時期が相当程度に長くその浸透度も極めて大きいことなどから商品等表示該当性を獲得したといえるなどの事情がない限り、それが法人の営業等を表示するものとして需要者の間に広く認識されるに至っているものと認めて周知性を肯定することは、極めて困難であるとしました。

そして、「ビジネスサポート」について、「ビジネス」と「サポート」という、いずれも一般的な概念を表現するために用いられる 普通名詞の単純な組合せであり、Aの主たる事業である、組合 員のための高速道路ETCカード割引制度の共同精算事業という事業内容との関係からみても、他社(組合員)のビジネスを支援するという業務内容を示すものであり、事業内容の性質を名 称化したものとして、一般的名称といえる性質を有するものと認定しました。そして、多数の法人が「ビジネスサポート」をその名称の一部に用いていることも考慮し、「ビジネスサポート」は、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いものと認定しました。また、「ビジネスサポート協同組合」についても、同様に、自他識別力を欠くか、自他識別力が極めて弱いと認定しました。

かかる認定に基づき、東京地裁は、名称使用の時期が相当 程度に長くその浸透度も極めて大きいことなどから商品等表示 該当性を獲得したといえるなどの事情がない限り、本件で、周 知性を肯定することは極めて困難としました。

そのうえで、東京地裁は、Aの事業が全国の多種多様な業種の企業を対象にしていることを考慮し、周知性を判断するに当たり、需要者は、特定の業種に限定されない全国各地の企業とし、証拠から、Aが平成6年から「ビジネスサポート協同組合」という名称を使用していることや、既にAと何らかの関係を有している都内近郊の企業や金融機関など数社が、問題となった名称がAの事業を表示する旨認識していることが認められるものの、それにとどまり、需要者における浸透度が上記の事情を肯定できるほど大きいとはいえないとし、周知性は肯定できないとしました。

本件は、特定の性質を有した法人名称に関する事例判決で その適用範囲については慎重な検討が必要と思われますが、 法人名称について争われた事例で、実務の参考になる部分が あると思われたので、紹介させていただく次第です。

#### ← 目次へ戻る

## 著作権

# アプリケーションの編集著作物該当性が争われた事例

和田 祐以子

**PROFILE**はこちら

東京地裁(民事第46部)令和2年3月19日判決(平成30年(ワ)第33203号)裁判所ウェブサイト〔アプリケーション著作権侵害差止等請求事件〕

裁判例はこちら

本件は、インターネットを利用した各種サービス等を提供する原告が、同業者である被告に対し、被告が原告に対し無断でアプリケーション(被告商品)を製作し、インターネットを通じて顧客に提供した行為が、原告が開発した「Linect」(原告商品。LINE@(LINEの企業向けアカウント)を利用した集客支援アプリ。)について原告が有する著作権を侵害すると主張し、被告商品の複製、送信可能化、公衆送信の差止め及び損害賠償等を求めた事案です。本件において、原告は、原告商品においてパソコン画面等で表示される親カテゴリーから小カテゴリーに至る各カテゴリー名が「素材」であり、その選択・配列に創作性が認められると主張しました(著作権法12条1項)。他方で、被告はこれを争い、原告商品の編集著作物該当性が主たる争点となりました。なお、原告商品及び被告商品の表示画面の構造は次頁の対比表のとおりとなっています。

本件において、裁判所は原告商品の編集著作物該当性を否定しました。以下、判断内容の詳細について記載いたします。

- ▶ 原告商品のトップ画面には、「基本」、「アフィリエイト」、「サポート」及び「設定」(親カテゴリー)という表示等があり、親カテゴリーの各表示をクリックすると、それぞれの表示の下には各親カテゴリーに属する大カテゴリーがもとの画面の前面に表示される。大カテゴリーをクリックするとその下には中カテゴリー、中カテゴリーをクリックするとその下には小カテゴリーがそれぞれ表示される。そのように表示されたカテゴリー名を選択していくことで、それに対応した画面が表示される。親カテゴリー、大カテゴリー、中カテゴリー、小カテゴリーはそれぞれの機能を有する。
- ▶ 原告商品は、パソコン等において各カテゴリーを選択する ことで、各種の確認や作業等を行うことができるものであり、 その確認、作業等を行うため、パソコン等において、様々な内 容が表示される複数の画面を表示することができるものであ

る。各カテゴリー名は、パソコン等の画面において、原告商品において選択することができる機能に対応する画面を示すために表示されるものである。このような原告商品とそこにおけるカテゴリー名の使用の態様に照らせば、これらのカテゴリー名は原告商品の異なる画面において他にも多くの記載がある画面の表示の一部として表示されるものであって、原告商品をもってカテゴリー名を「素材」として構成される編集物であるとはいえない。

- ▶ 原告商品における各カテゴリー名と各画面の表示との関係は、カテゴリー名に対応する機能を実現するための画面の表示があるといえるものである。そして、カテゴリー名はそれに対応して原告商品が有する機能・利用者が利用しようとする機能を表すものである。そうだとすると、原告商品と被告商品のカテゴリー名の選択・配列が共通しているという主張は、結局、ある商品において採用された機能やその機能の階層構造が共通していると主張しているに等しく、ある商品においてどのような機能を採用するかやその機能をどのような階層構造とするか自体は編集著作物として保護される対象となるものではない。
- ▶ 原告商品のカテゴリーの名称や階層構造はありふれたものであり、それら自体に著作権法上の創作性があるとはいえない。本件は、アプリケーションの個別具体的事情を考慮して編集著作物該当性を否定した事案であり、参考になると思われますので、ご紹介した次第です。

次ページへ続く 7

## 「対比表」

(原告商品)

大力テゴリー | 中力テゴリー 小カテゴリー 親カテゴリー 1 ホーム 2 友達リスト 3 タグ管理 基本 1 4 トーク管理 6 登録メディア一覧 7 エラー一覧 1 1:1チャット 2 グループチャット チャット 1 ホーム 1 シナリオ一覧 基本 1 3 一斉送信 メッセージ 3 4 自動返信 5 テンプレート 6 回答フォーム 1 URLクリック測定 2 QRコード管理 3 コンバージョン 統計情報 4 サイトスクリプト 2 Bot追加 1 設定 2 アフィリエイター 3 成果確認 1 マニュアルサイトへ 2 お問い合わせ 2 アフィリエイト 3 サポート 4 BoT操作 5 設定

(被告商品)

	親カテゴリー	大力テゴリー		中カテゴリー		小カテゴリー
1	基本	1	ホーム	1	基本	1 ホーム 2 友達リスト 3 タグ管理 4 トーク管理 5 SMS一覧 6 登録メディア一覧 7 エラ・・一覧
				2	チャット	1 1:1チャット 2 グループチャット 3 1:1 SMSチャット
				3	メッセージ	1 シナリオ一覧 2 SMS配信 3 一斉送信 4 自動返信 5 テンプレート
				4	統計情報	6 回答フォーム 1 URLクリック測定 3 コンバージョン
						4 サイトスクリプト
		2	Bot追加			
		3				
		4	管理者編集			
2	アフィリエイト	1	設定			
		2	アフィリエイター			
		3	成果確認			
3	サポート	1	マニュアルダウンロード			
		2	チャット			
5	設定					

← 目次へ戻る